

吹田市役所本庁舎広告付き案内地図及び庁舎案内図設置事業者募集要項
令和8年2月

市の自主財源を確保し、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的として広告付き案内地図及び案内図を設置することとし、次のとおり募集します。

1 施設の概要

名 称	吹田市役所本庁舎
所 在 地	吹田市泉町1丁目3番40号
開 庁 時 間	午前9時00分から午後5時30分
閉 庁 日	土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）

2 募集内容

(1) 業務名称

吹田市役所本庁舎広告付き案内地図及び庁舎案内図設置業務

(2) 業務内容

別紙1「吹田市役所本庁舎広告付き案内地図設置業務仕様書」及び別紙2「吹田市役所本庁舎広告付き庁舎案内図設置業務仕様書」のとおり

(3) 設置予定場所

物件1及び2：市役所本庁舎中層棟1階正面玄関ロビー

物件3：市役所本庁舎西玄関壁面

（別紙「レイアウト図」参照）

(4) 設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、吹田市役所本庁舎広告付き案内地図及び庁舎案内図（以下、「広告付き案内地図及び庁舎案内図」とする）の設置場所として使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」という）を受けて使用します。

(5) 使用許可の期間

① 使用許可の期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までの原則として1年間とします。ただし、公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと本市が判断する場合は、当初本市が設定した公募条件を変更しないことを前提として、1年毎に使用許可申請を行うことにより、当初許可から5年を限度に引き続き使用許可を受けることができます。

なお、継続して使用許可を受けることを希望しない場合（業務期間満了と同時に機器等を撤去する場合）は、業務期間満了の3か月前までに本市に申し出てください。

② 庁舎のレイアウトや開庁時間の変更等により、やむを得ず、本業務の一部又は全部を中止することがあります。また、設置場所については、協議の上で変更する場合があります。

③ 広告付き案内地図及び庁舎案内図の設置にあたっては、転倒、落下しないよう安全かつ確実に設置することとし、事業実施期間中、万一、事故等が発生した場合は、事業者が責任をもって対応してください。

④ 故障等については、事業者において速やかに対応するものとします。また、広告付き案内地図及び庁舎案内図には故障時等の連絡先を明記してください。

(6) 施設使用

- ① 行政財産の使用については、許可物件を公用もしくは公共用に供するため必要とするとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるとときは、許可の全部もしくは一部を取消、又は変更することがあります。また、市の承認を得ずに用途を変更することはできません。
- ② 使用料については、設置事業者として決定した者が提示した応募価格の金額をもって年額使用料とします。なお、使用料は、本市が発行する納入通知書により、本市が指定する期限までに一括して納入していただきます。
電気使用料についても設置事業者の負担とし、使用料を本市が指定する期限までに納入していただきます。
なお、電気使用料については子メーターを設置する場合は、指示値により計測した使用量に電気料金単価（税込）を乗じて積算した額、子メーターを設置しない場合は、以下のとおり積算して得た額とします。設置する子メーターについては適正なものとし、その設置費用は設置事業者の負担とします。
※子メーターを設置しない場合の電気使用料の積算式（1年間設置の場合）
電気使用料＝電気料金単価×年間使用量
　　土燃料調整額＋再生可能エネルギー発電促進賦課金
- ③ その他必要経費等について、広告付き案内地図及び庁舎案内図の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。

3 事業運用仕様

(1) 使用料

提示金額は、通年（1年間）のものとし、消費税及び地方消費税を含んだものとします。
なお、提示金額に電気使用料は含まれてください。

(2) 広告付き案内地図及び庁舎案内図本体について

設置する広告付き案内地図及び庁舎案内図本体については、周辺設備との調和を図ったデザインとすることとし、庁舎のレイアウトや色調等に変更があった場合にはその都度広告付き案内地図及び庁舎案内図のデザインを変更してください。
その際に要した一切の費用は設置事業者の負担とします。

(3) その他

- ① 広告の内容に関する苦情等について責任の一切を負っていただきますので、苦情等があった場合は、速やかに解決にあたっていただきます。また、掲載された広告の広告主、広告内容に問題が生じたときは、速やかに市に通知し、当該広告の掲載を中止していただきます。
- ② 事業者は、事業実施期間が満了、または事業者の責めに帰する理由に基づき、事業実施の決定が取り消された場合は、速やかに原状回復を行ってください。
なお、原状回復に際し、事業者は一切の補償を本市に請求することはできません。
- ③ 広告付き案内地図及び庁舎案内図本体及び広告に関して、第三者との間に紛争を生じた場合は、事業者の責任及び負担において解決していただきます。

4 応募方法

(1) 応募資格

- 次の要件をすべて満たす法人に限り応募することができます。
- ① 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
 - ② 申込受付期間中、「吹田市指名停止措置要領」に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
 - ③ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。
 - ④ 吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと（大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び同条第4号に該当するものでないこと。）。
 - ⑤ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
 - ⑥ 吹田市税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(2) 募集期間

令和8年2月13日（金）～令和8年2月27日（金）

(3) 提出先

① 郵送で申し込む場合

申込受付期間 令和8年2月13日（金）～令和8年2月27日（金）必着
送り先 〒564-8550（住所地番記入不要）
吹田市総務部総務室庁舎管理担当 宛

② 持参する場合

申込受付期間 令和8年2月13日（金）～令和8年2月27日（金）
【午前9時～正午、午後0時45分～午後5時30分】
なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。
提出先 吹田市泉町1丁目3番40号
(市役所本庁舎高層棟8階802番窓口)
吹田市総務部総務室

(4) 提出書類

① 応募申込書（様式第1）

② 誓約書（様式第2）

③ 企画書（様式任意）

主として次の事項を記載又は添付してください。

- ・設置立面図（寸法等記入）
- ・地図、広告部分の配置、サイズ、デザインに関するこ
- ・地図及び広告部分の掲載情報等の案、更新及び貼替えに関する取扱
- ・使用機器の消費電力（W）
- ・保守管理及び緊急時の対応に関するこ
- ・設置準備作業を含む業務全体のスケジュールなど

④ 広告事業実績調書（任意様式）

⑤ 事業概要

- ・会社概要
- ・直近の貸借対照表及び損益計算書

5 選定方法等

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とします。
- (2) 別紙仕様書の内容を満たしている提案の中から、吹田市が設定する最低使用料（物件1が3,648円、物件2・物件3が合わせて26,772円）以上の額で、かつ最高の価格で応募申込みを行った者を選定し、設置事業者とします。
なお、最高価格の応募が2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより選定します。
- (3) 設置事業者の通知等
設置事業者の決定は令和8年3月6日（金）の予定です。設置事業者の決定後、決定した設置事業者名及び決定金額を吹田市ホームページに記載します。
なお、審査の経緯の公表はしません。また、審査結果に対しての異議申し立ては受け付けませんので御了承ください。

6 使用許可申請の手続

設置事業者に決定した者は、令和8年3月19日（木）までに、次の行政財産使用許可申請書類一式を提出してください。併せて、4(1)⑥に記載する税の納付の証明として、最近1事業年度の市町村の発行する全税目の納税証明書（「市税等及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のこと」の納税証明書）と税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（いずれも発行日から3か月以内のものに限る。）を提出してください。

なお、2(5)①の規定に基づき2年目以降継続して設置を希望する場合も同様とします。ただし、特に変更がない場合は以下の(2)～(4)の書類は省略できます。

《行政財産使用許可申請書類一式》 ※提出部数は各1通

- (1) 行政財産使用許可申請書
- (2) 設置場所の図面
- (3) 証明書類（発行日から3か月以内のもの）
　　<法人の場合>…法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、印鑑証明書、委任状
　　<個人の場合>…印鑑証明書（市役所（町村役場）発行のもの）
- (4) 税の納付の証明等
　　ア 市町村が発行する納税証明書（発行日から3か月以内のものに限る。）
　　イ 税務署が発行する法人税、所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書（「その3の2」又は「その3の3」）（発行日から3か月以内のものに限る。）

7 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続に応じなかった場合
- (2) 設置事業者が応募者の資格を失った場合

8 許可の取消し・変更

次のいずれかに該当する場合は、許可期間中であっても許可を取消し、又は変更する場合があります。

- (1) 本市において許可した場所を、公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- (2) 設置事業者が許可条件に違反したとき。
- (3) 法令により処罰を受けたとき。

(4) 本許可条件を変更する必要が生じたとき。

9 その他

使用許可の手続に関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。

【募集に関する問合せ先】

吹田市総務部総務室庁舎管理担当

吹田市泉町1丁目3番40号

電話06-6384-1230（直通）